

● 基本目標 Ⅲ. 生涯を支える“まちづくり” <保健・医療・福祉分野>

施策の項目	<主要施策>	
O1 保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり (2) 保健事業 (3) 保健予防従事者の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくり思想の普及啓発 ② 健康づくり活動の推進 ③ 地区組織の育成 ④ 健康管理体制の充実 ① 母子保健事業の充実 ② 成人保健事業の推進 ③ 特定健康診査・特定保健指導事業の推進 ④ 精神保健事業の充実 ⑤ 感染症対策の充実
O2 医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療体制の確立 (2) 医療機関相互の連携 (3) 保健・福祉等との連携 (4) 療養病床の再編成 (5) 医療施設の整備 (6) 医療従事者の確保 (7) 救急医療体制の充実 	
O3 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会の活動充実と支援 (2) 福祉教育の充実 (3) ボランティア・NPOの育成 (4) 福祉環境の充実 	
O4 子育て環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援対策の充実 (2) ひとり親家庭等への支援 (3) 子どもを育てる環境整備 (4) 児童虐待防止対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育てサービスの支援 ② 保育サービスの充実 ① ひとり親家庭支援の充実 ② ひとり親家庭の就労支援 ① 母子保健の充実 ② 保育所・幼稚園の充実 ③ 子どもの遊び場の確保 ① 相談体制の充実 ② 虐待防止ネットワークづくりの推進

05 高齢者福祉の推進

- (1) 健康と生きがい対策の推進
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 介護保険サービスの充実

- ① 高齢者の健康維持
- ② 高齢者の集い・学習・文化活動の支援
- ③ 高齢者の就業対策と社会参加の推進
- ④ 地域包括支援センター機能の充実
- ⑤ 地域ネットワークの構築
- ⑥ 認知症支援体制の推進
- ⑦ 包括的・継続的ケアマネジメントの充実
- ⑧ 介護予防の推進
- ⑨ サービスの質の確保及び向上
- ⑩ 在宅サービスの充実
- ⑪ 認知症ケアの推進
- ⑫ 施設入所待機者への生活支援
- ⑬ 地域密着型サービスの整備
- ⑭ 保健医療との連携によるサービスの充実

06 障がい者福祉の推進

- (1) 障がい者の保健
- (2) 障がい者の福祉

- ① 発達支援体制の推進
- ② 精神保健に対する相談体制の強化
- ③ 障害者自立支援制度の円滑な推進
- ④ 相談体制の充実
- ⑤ 在宅支援の充実
- ⑥ 就労支援の充実
- ⑦ 自主的活動の推進

07 社会保障制度の推進

- (1) 国民健康保険制度の推進
- (2) 介護保険制度の推進
- (3) 生活の援護
- (4) 医療給付事業の充実

第3章 生涯を支える“まちづくり”

＜保健・医療・福祉分野＞

第1節 保健対策の推進

【現状と課題】

近年の医学・医療技術の進歩や各種保健活動の充実により、町民の健康意識の高揚とともに、その水準は確実に向上しており、その成果は平均寿命の著しい伸び、感染症の減少、乳児死亡率の低下などに現れています。

しかし、一方では社会環境の複雑化・多様化に加え、高齢化が進む中、がん・心臓病・糖尿病・脳卒中などの「生活習慣病」が医療費増加の主要因とも言われており、また、現代病として増加傾向にある「こころの病」についても、早急な対策が求められています。

このような中で、誰もが健やかに、生き生きと安心して生活できる地域社会の形成と「興部町に住んでいて良かった」と思えるような健康福祉のまちづくりを目指すため、**ライフステージ***に応じた地域保健活動の体制強化が求められています。

今後は、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、各自の**ライフサイクル***に合わせた健康づくりが必要です。

【基本方針】

町民の健康づくりに対する意識啓発や自主活動を促進するとともに、健康管理体制の充実を図ります。また、福祉・医療部門との連携を密にした保健事業を展開します。

【主要施策】

(1) 健康づくり

① 健康づくり思想の普及啓発

地域の健康課題を明らかにするとともに、健康づくりに関する情報提供に努め、意識の向上を図ります。

② 健康づくり活動の推進

町民一人ひとりが、自主的に健康な生活を送れるよう、健康教育や健康相談体制の充実を図るとともに、ニーズに対応した小集団での健康づくり学習や運動の推進に努めます。

③ 地区組織の育成

地域に密着した健康づくりを推進するため、保健推進委員と連携した事業展開を行うとともに、地域組織の育成・強化を図ります。

④ 健康管理体制の充実

町民自らが健康管理できるよう啓発活動・訪問活動の充実を図ります。

(2) 保健事業**① 母子保健事業の充実**

母子を取り巻く環境の変化に対応し、地域の中で孤立することなく安心して育児ができ、心身ともに健やかな子どもを育むため、妊産婦検診・乳幼児健診・家庭訪問支援・育児支援の充実を図ります。また、福祉部門や専門機関との連携により養育支援を強化し、虐待等の発生予防に努めます。

② 成人保健事業の推進

生活習慣病やその予備軍についての正しい知識の普及啓発に努め、町民それぞれの予防意識を高めるとともに、予防行動の実践及び習慣化に向けた取り組みを推進します。また、各種がん検診等の実施体制を強化し、各種検診受診率の向上に向けた取り組みを推進し、健康教育・健康相談の充実を図ります。

③ 特定健康診査・特定保健指導事業の推進

特定健康診査の実施体制の強化を図り、町民の受診意識を高め、受診率向上に向けた取り組みを推進します。また、特定保健指導事業の取り組みをさらに強化し、個別・集団アプローチにより町の健康課題の改善を目指します。

④ 精神保健事業の充実

精神保健に関する正しい知識や理解についての普及啓発と、心の健康づくりや自殺予防のための取り組みを関係機関と連携して推進します。

⑤ 感染症対策の充実

結核・エキノコックス症検診の推進とともに、予防のための正しい知識について普及啓発に努めます。また、予防接種事業については、適切な時期に正しく接種が出来るよう保健指導を強化するとともに、国の施策に応じ、実施内容の見直しや拡大の必要がある時は迅速に対応するよう努めます。

(3) 保健予防従事者の育成・確保

保健師、管理栄養士など保健予防業務に携わる人材の育成・確保に努めます。

第2節 医療体制の確保

【現状と課題】

医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行や医療に対する高度化・専門化志向など、多様化する患者ニーズへの対応や医師の地域偏在をはじめ医療技術者の不足、医療制度改革などにより、かつてないほど大きく変化しています。

本格的な高齢化社会を迎え、増大する国民医療費対策として制度が改正され、医療提供体制の整備並びに、安定した病院経営の確保が求められています。

本町では、国民健康保険病院が地域医療の基盤的役割を担っていますが、疾病構造の変化や長寿化の進行に伴い、町民の医療に対するニーズも多様化しており、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、医療技術者の確保や医療施設の充実を図りながら地域医療体制の整備を推進するとともに、圏域医療施設間の機能分担と連携強化が必要となっています。

救急医療体制としては、今後も町民の生命と安全を守るために一層の充実を図っていくことが必要です。

【基本方針】

町民が生涯にわたって心身ともに健康であることは、豊かな生活を送るうえでの基本であり、活力ある地域社会づくりのための基礎的条件であることを深く認識し、町民の健康的な生活を支える公共医療施設として存在することを念頭に置き、保健・福祉・介護などと連携し、疾病予防・健診事業・在宅医療・救急医療・地域全体の医療の確保と水準の向上を図り、地域住民から信頼される安全な医療の提供に努めます。

【主要施策】

(1) 地域医療体制の確立

一次医療*や慢性期医療のニーズに対応できる診療科・病床数・医師数等を整備し、地域における医療の確保と医療水準の向上に努め、信頼される安全な医療の提供に努めます。

(2) 医療機関相互の連携

限られた医療資源を有効活用し適切な医療を提供するため、圏域医療機関における**一次医療***と**二次医療***の役割等、医療機関相互の機能分担・連携を強化します。

(3) 保健・福祉等との連携

疾病の早期発見・予防・退院後のフォローアップの重要性や、在宅医療・在宅福祉へのニーズの高まりなどにより、保健・医療・福祉等が一体となって取り組むことが重要であり、医療機関における予防・健診事業の充実や連携窓口の整備による関係者の有機的連携を図り、総合的なサービス提供の推進に努めます。

(4) 療養病床の再編成

病院の移転改築計画において、現在の療養病床34床を16床減少し、18床として長期入院に対応した、介護施設等の入居や在宅医療を受けられるまでの入院療養機能として維持します。

(5) 医療施設の整備

適切な医療サービスを提供するためには、医療施設の充実が不可欠であり、老朽化している病院の移転改築、高度医療機器の更新などに取り組みます。新病院については、平成27年春の開院をめざし、将来の医療体制を視野に入れ施設の整備を図ります。

(6) 医療従事者の確保

医師の地域偏在や医療技術者不足が深刻化する中で、地域医療を安定確保するため大学・関係機関との連携を密にし、奨学金制度の活用などにより医療従事者の確保に努めるとともに、医療技術研修等による資質の向上を図ります。

(7) 救急医療体制の充実

町民の生命安全のため、救急・夜間・時間外の医療体制の整備をするとともに、救急隊との連携を強化し救急医療体制の充実を図ります。

第3節 地域福祉の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化が進む中、地域における相互扶助機能が低下し、地域での福祉の在り方も大きく変化してきています。

高齢者や障がいのある方が、施設から在宅への移行が進められていることや町民ニーズの多様化などにより、より一層の地域の福祉力向上が不可欠となります。

本町では、社会福祉協議会を中心として、自治会やボランティア団体などが地域福祉の担い手となって、日常的に相互扶助の取り組みが行われています。しかし、参加者の高齢化や新たな担い手が増えないなどの課題があり、若年層の参加や新しい人材の確保などが求められています。

今後も町民の福祉意識の向上に努めるとともに、関係機関・団体等との連携を深めながら、地域に根ざした取り組みを展開していくことが重要です。

【基本方針】

住民が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきと生活できる社会の実現のため、在宅福祉・地域福祉などの社会福祉の担い手として、社会福祉協議会活動の強化・支援を推進します。また、ボランティアやNPOなど民間福祉活動の担い手の確保に努め、町民の自主的・主体的な参加による地域福祉活動の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 社会福祉協議会の活動充実と支援

多様化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の重要な役割を担う社会福祉協議会の機能強化と機能充実を支援し、地域における福祉活動の積極的な支援に努めます。

(2) 福祉教育の充実

学校教育や生涯学習、コミュニティ活動などを通じて、福祉の心、思いやりの心を培い、家庭や地域を大切にする町民を育てる施策を展開します。

(3) ボランティア・NPOの育成

民間ボランティア団体の育成と活動支援に努め、地域福祉を担うNPO等の育成を図ります。また、町民のボランティア活動への参加を促し、ボランティアの人材育成・活動の強化等により、永続的・自主的な福祉活動の展開を図ります。

(4) 福祉環境の充実

公共施設等のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して快適な日常生活が送れるように「ユニバーサルデザインのまち」を推進します。

また、急病時や災害時などの緊急時には、高齢者世帯や障がいを持つ人に対して迅速な対応が可能な体制の整備を図ります。



第4節 子育て環境整備の推進

【現状と課題】

少子化・核家族化の進行や就労形態の多様化、また、家庭や地域における子育て機能の低下などにより子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中で、平成22年3月に「興部町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、地域における子育て支援をはじめとする具体的な取り組みを進めています。

本町には、町立保育所2箇所、民間幼稚園1箇所があり、施設保育の中心的な役割を担っていますが、近年の保育ニーズの多様化や施設の老朽化などに対応するため、保育サービスの充実や施設整備が必要となっています。

ひとり親家庭については、離婚率の上昇を背景にして増加傾向にあります。ひとり親家庭は、経済面に加え、子育てなど生活面での支援も必要なケースが多いことから、自立の援助や相談体制の充実、各種制度などの情報提供が必要となっています。

児童虐待については、早期発見・解決や未然防止を図るため、専門職員の配置や児童相談所等の関係機関との連携による相談・支援体制の強化が必要です。

【基本方針】

次代を担う子どもたちが自己を確立し、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長し、自立した社会人となるために、地域の子育てニーズを把握した中で、子育てに関する相談・情報提供体制の確立や保健医療制度及び保育サービスの充実等を推進し、子育て家庭環境の改善を図ります。

ひとり親家庭の子育て支援と自立促進に向けた各種支援対策の充実に努めます。

また、子どもを事故や犯罪等から守るため、保健・医療・教育・警察等との連携によるネットワーク化を推進するとともに、「興部町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見等に努めます。

【主要施策】

（1）子育て支援対策の充実

① 子育てサービスの支援

子育ての悩みや相談等に対応できる「子育て相談窓口」を設置します。また、子育てに関する情報提供や子どもの遊び場としての機能を備えた「地域子育て支援センター」の設置に向けて検討します。

② 保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応えるため、低年齢児保育や延長保育、一時保育などの保育サービスの拡充を検討し、保護者が安心して働けるような環境づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭等への支援

① ひとり親家庭支援の充実

ひとり親家庭等に対する支援は、母子家庭に加え平成22年度からは父子家庭も対象となり、国の制度としては児童扶養手当の支給、町の制度としてはひとり親家庭等医療費助成事業により、経済的自立支援を推進します。また、生活相談、訪問を含めた指導体制の強化、民生児童委員活動等の充実に努めます。

② ひとり親家庭の就労支援

公共職業安定所や関係機関と連携し、職業指導による経済的自立を促進します。

(3) 子どもを育てる環境整備

① 母子保健の充実

乳幼児を対象とした健診の充実、歯科保健・予防接種などの保健活動の充実を図ります。

② 保育所・幼稚園の充実

幼稚園が学校教育法、保育所が児童福祉法に基づいて運営されていますが、ともに就学前の幼児を対象としていること、また、保育ニーズが多様化していることなどから、就学前の乳幼児・障がい児の教育・保育基準等を含めた運営のあり方や**幼保一元化***等について検討します。

③ 子どもの遊び場の確保

身近で安全なふれあいと遊び場を確保するため、地域内の広場や校庭等における既存設備の充実を図り、その活用を推進します。また、放課後児童の健全育成について、関係機関との連携により活動の充実に努めます。

(4) 児童虐待防止対策の充実

① 相談体制の充実

児童虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、専門的知識を持った職員の養成に努めます。

② 虐待防止ネットワークづくりの推進

児童虐待を防止するため、保健・医療・教育・警察等地域の関係機関との連携・協力が促進されるよう「興部町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努めます。

第5節 高齢者福祉の推進

【現状と課題】

我が国の高齢化率は、平成22年度調査で過去最高の23.1%となっており、「団塊の世代」と呼ばれる1947年～1949年生まれの方々が、すべて65歳以上となる平成27年には、高齢者人口が3千万人を超える推計になっています。本町における高齢化状況を見ると、65歳以上の人口は28.1%（平成23年10月1日現在）ですが、平成26年には30%を超える見込みになっています。このような高齢化の進行により、寝たきりや認知症という介護を必要とする状態になりやすい高齢者の一層の増加が予想されることから、医療・介護を含めた総合的な予防対策が重要になってきています。また、核家族化の進行や介護の長期化などを背景に、家庭における介護力の低下も予想されることから、地域で支える仕組みづくりが求められています。

一方、元気な高齢者の活力は、本町の地域社会の発展、さらには、明るく豊かな高齢化社会を築くうえで大きな力になります。誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉事業の充実を図るとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、自ら積極的に行動し参画できる地域社会づくりを進めていくことも必要です。

【基本方針】

高齢化が進展する中で、高齢者が地域から孤立することがないように、民生委員や町内会等のネットワークによる地域の見守り体制を支援します。また、保健・医療・福祉サービスの関係者等と連携を図り、住民参加型の地域づくりを推進するため、ガイドブックの活用を図るとともに、町民が求める福祉サービスのまちづくりに向けた総合的な高齢者福祉対策の充実に努めます。

【主要施策】

(1) 健康と生きがい対策の推進

① 高齢者の健康維持

医療等の関係機関との連携を強化しながら、心身ともに健康な生活が送れるよう、高齢者の健康教育や健康相談等の健康管理体制の強化を図ります。また、保健師による老人クラブへの健康教育や健康相談の実施、保健推進委員による地域での介護予防活動の充実を図ります。

② 高齢者の集い・学習・文化活動の支援

老人クラブ活動や長寿大学での学習・文化活動・スポーツ活動への参加を支援し、高齢者の学習機会の充実を図り、長寿社会に向けた生きがいづくりの場を提供します。

③ 高齢者の就業対策と社会参加の推進

豊富な知識と経験を生かした就労機会の確保を進めるため、高齢者事業団の事業運営を支援するとともに、老人クラブ等の活動を通じて地域との交流を深め、積極的な社会参加を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

① 包括支援センター機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、総合相談窓口の充実と実態把握を推進するとともに、介護保険サービスの利用をはじめ、地域の社会資源を活用し、その人らしい生活が継続できるよう、地域包括ケアの推進を目指します。

② 地域ネットワークの構築

高齢者が安心して暮らせる町づくりのために、関係行政機関はもとより地域のサービス利用者や、家族・サービス事業者・関係団体・地域支え合い等の**インフォーマルサービス***関係者、住民等の人的資源が連携を図りながら、一体的な支援が行えるよう体制の整備を推進します。

③ 認知症支援体制の推進

認知症について正しい理解を持ち、本人やその家族に対し見守り支援ができるサポーターを養成し、地域に広めるとともに、本人・家族が孤立することなく、安心して住み慣れた地域で生活し続けることができる地域づくりを住民とともに推進します。

④ 包括的・継続的ケアマネジメントの充実

高齢者の状況や変化に応じた支援をどこに居ても切れ目なく行えるように、医療機関や介護支援専門員、介護サービス事業所や施設などの連携がスムーズに図られるよう連絡・調整を行うとともに、包括的・継続的な支援の実践を可能にする環境整備を行います。

⑤ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐために、自身による介護予防の取り組みを推進するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても機能の維持・改善を図り、状態の悪化を防止し、できる限り自立した生活が送れるよう支援します。

(3) 介護保険サービスの充実

① サービスの質の確保及び向上

高齢者の福祉・健康などに関する相談から総合的な福祉・保健サービスの提供までを円滑に行うとともに、苦情に対して利用者の立場に立った迅速な対応が可能な総合的相談・援助体制の確立と、サービス提供者の質の向上を図るため、研修等の支援について**地域包括支援センター***が中心となり、介護サービスの質の向上に努めます。

また、サービス提供従事者の専門性の確保を図るため、介護職員については、将来的に「**介護福祉士***」への移行を目指します。また、量的な人員の確保に向けて人材の育成を推進します。

② 在宅サービスの充実

在宅生活を支えるサービス水準の充実を図るとともに、**通所介護***・**訪問介護***・**訪問看護***等を中心に、**要介護者***の自立に向けたサービスを適切かつ効果的に提供します。また、介護者の負担軽減に努め、在宅での介護に安心感を与え、介護保険制度が目指す施設入所志向から在宅介護へのシフトを促進するため、福祉系サービスと医療系サービスの連携を強化します。

③ 認知症ケアの推進

認知症における症状の進行緩和を図るため、可能な限り居宅で、能力に応じた自立した日常生活が送れるよう、地域密着型サービスの利用促進に努めます。

また、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認など、日常生活上の援助と機能訓練を行ない、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

④ 施設入所待機者への生活支援

特別養護老人ホームなどの施設への入所待機者が多いため、やむを得ず病院に長期入院している入所待機者や、介護サービスを利用しながら過重な介護をしている方の負担軽減を図るため、**ショートステイ***の利用枠拡大とショートステイ施設の整備を検討します。

⑤ 地域密着型サービスの整備

住み慣れた地域での生活を支えることを原則として、町民のみが利用可能な地域密着型のサービスを展開するとともに、被保険者の利用希望等を勘案し、介護需要にあった民間事業者の参入を促進します。

⑥ 保健医療との連携によるサービスの充実

介護状態の利用者が、可能な限り自立した日常生活が送れるよう、訪問リハビリテーションサービスの促進を図ります。また、医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、医学的な管理指導を行なうことができるサービスの検討を進めます。

第6節 障がい者福祉の推進

【現状と課題】

平成18年度より障害者自立支援法が施行されたことにより、従来の障がい者福祉のサービス体系が大きく変化しました。障がい施策は、施設入所中心の援護体制から地域で自立して生活するための支援体制への移行が進められており、地域における相談支援や福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。今後は、障がいを持つ人の自立と就労を促進するため、サービスの基盤整備、人材の確保と育成や利用負担に対するきめ細かな配慮、個々のニーズに対応したサービスの調整を図る必要があります。

本町では、各事業所等で障がいを持つ人の雇用就労を行っていますが、今後も公共職業安定所等との連携を図りながら、障がいを持つ人の能力と適性に応じた就労の支援を継続的に行っていくことが重要です。

入所施設については、町内に施設が無い場合、道内の障がい者施設事業所と連携を深めながら、障がいを持つ人が安心して暮らせる生活環境を確保していくことが必要であるとともに、自立して地域での生活が送れるよう、日中の活動場所として作業所やグループホーム*の設置が求められています。

また、障がいの予防・早期発見・発達支援の取り組みや、障がいを持つ人へのさまざまなサービスの提供と生活支援の充実を図るため、障がいの特性やニーズに対応できる体制づくりを進めることが必要です。

【基本方針】

障がいを持つ人が地域社会の中で、健康で生きがいのある生活が送れるよう、障がいを持つ人や、その家族が安心できる自立した暮らしを支援する体制づくりと、希望する地域での生活実現のため、制度や障がい福祉サービスなどについて、町民への情報提供や周知に努めるとともに、相談体制・在宅支援・就労支援などを通じて福祉体制の充実を図ります。また、障がいの早期発見や早期治療、療育体制の充実を努め、障がいを持つ人の社会参加を促進します。

【主要施策】

(1) 障がい者の保健

① 発達支援体制の推進

妊娠時における保健指導の充実や乳幼児期の検診の充実などにより母子保健の強化を図り、乳幼児の障がい発生予防と早期発見に努めるとともに、発達支援体制の充実に向けて保健・医療・福祉の連携を強化します。

② 精神保健に対する相談体制の強化

精神保健については、疾患についての正しい知識の普及により地域の理解が得られるよう努めるとともに、治療方法や再発防止、社会復帰に向けた相談支援体制の充実を図ります。

(2) 障がい者の福祉

① 障害者自立支援制度の円滑な推進

新しい制度や障がい福祉サービスなどについて町民への情報提供や周知に努めるとともに、市町村審査会や地域自立支援協議会の充実などにより、公平で透明性のあるサービスの支給決定に努めます。また、利用者本位の**ケアマネジメント***の展開を図るとともに、自立支援給付や地域生活支援事業などのサービス基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

② 相談体制の充実

障がいを持つ人や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、各部署が一層の連携強化を図りながら、助言や情報提供、相談員の委嘱、関係機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めます。

③ 在宅支援の充実

障がいを持つ人の地域における生活を支援し、家庭における介護者の負担軽減を図るため、在宅支援サービスの充実に努めます。

障がいを持つ人が自宅で快適な日常生活を過ごすことができるよう、補装具や日常生活用具等の給付の充実を図るとともに、緊急時の通報体制や住宅改修の支援を図ります。また、介護者に対する援助や障がいを持つ人が、施設・学校等への通所・通学する場合の支援強化を図ります。

④ 就労支援の充実

道や公共職業安定所との連携を図り、就労相談体制の整備や町内事業所への雇用拡大の要請に努めます。また、道の指定事業所（地域活動支援センター）への支援を通じて福祉就労を推進します。

⑤ 自主的活動の推進

障がいを持つ人が、さまざまな活動を通じて健康増進を図ることができるよう、関係機関と連携し社会参加活動の促進に努めます。

第7節 社会保障制度の推進

【現状と課題】

加入者の高齢化や医療の高度化などにより医療費が増大しており、国民健康保険、後期高齢者医療保険などでは、健康保持・病気予防による医療費の抑制を基本としながら、医療費分析・レセプト※点検などによる医療費の適正化や適正賦課を行い、その財源を確保することが重要になっていますが、高齢化や経済状況の悪化の影響による低所得者の増加や保険税収納率の低下により財源が減少しており、制度の構造的問題に直面しています。また、受診者の医療費負担の軽減を目的とする福祉医療についても、国・道による制度を活用した効果的な運用が求められています。介護保険制度についても、介護が必要な高齢者を社会全体で支えていく仕組みとして定着してきていますが、高齢者の増加とともに、介護サービス利用の増加が予想されます。このため介護サービスの充実を進めるとともに、介護を必要としない高齢者の健康づくりに向けて、介護予防施策の拡充による生活機能の低下を防いでいくことが重要になっています。

また、全ての人が健康で文化的な最低限の生活を送れるように、生活困窮者世帯に対し、生活保護制度の適用により生活の援護を図るとともに、自立促進を進めていくことが必要です。

【基本方針】

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険事業については、給付と負担のバランスが取れた安定的で適正な運営を目指し、各制度に対する町民の理解を深め、加入の促進を図るとともに、医療費・介護給付費を抑制するために健康づくりを推進し、制度の円滑な運営に努めます。

また、生活の安定や自立に向けた生活援護者への支援を進めます。

【主要施策】

(1) 国民健康保険制度の推進

国民健康保険税の収納率の向上と、保健事業の推進や活動の充実強化により、予防及び疾病の早期発見で、医療費や自己負担金の上昇を抑制し、制度の安定的な運営に努めていきます。

(2) 介護保険制度の推進

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、関係機関との連携を図り、介護保険サービスの適正な提供と包括的な生活支援サービスの強化に努めます。

(3) 生活の援護

生活困窮世帯への援助や自立の促進を進めるため、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、経済的自立と生活意欲の向上を促進していきます。また、民生児童委員を中心とした相談・指導体制の充実を図り、就業の安定確保などに努めます。

(4) 医療給付事業の充実

医療給付事業（乳幼児・ひとり親・重度心身障がい者）について、町民に対する制度の周知を図るとともに、制度適用内容の拡充に向け検討します。

